

公益財団法人大分県スポーツ協会大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録更新審査細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人大分県スポーツ協会大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第7条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。

第2条（登録審査委員会）

登録更新審査は、公益財団法人大分県スポーツ協会大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。

第3条（登録更新審査方法）

登録審査委員会は、登録更新審査として、書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2 登録更新審査は、年度ごとに行う。

3 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑤、⑥、⑧は、登録審査委員会の判断で総合型クラブからの提出を省略することができる。

申請書類① 登録基準確認用紙

申請書類② 基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③ 規約・会則・定款等

※前回提出以降、変更がある場合のみ提出

申請書類④ 役員名簿

※前回提出以降、変更がある場合のみ提出

申請書類⑤ 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥ 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

申請書類⑦ 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧ 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

申請書類⑨ スポーツガバナンスプラットウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書

4 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

第4条（登録更新審査結果の報告）

登録審査委員会は、1月末日までに県協議会に審査結果を提出するものとする。

第5条（改定）

本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第4項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

附則2 本規程は、令和7年5月2日から施行する。（第4条）